

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	47 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年1月まで

昭和35年ごろ私は自宅で洋装店を開業していたが、そこにA市の職員が訪れ国の行う年金なので安心だと勧誘され、国民年金に加入した。加入するには一口500円が必要であると言われ、一口分を納付したが領収書はもらっていない。保険料は集金に来たA市の職員に納付したが、日めくり帖のようなものに押印していたことを記憶している。加入以来2、3年間は手帳をもらっていなかったが、昭和38年になってA市B地に転居したころに国民年金の納付方法が変わったと言われ、そのときに国民年金手帳を受領した。

申立期間の保険料が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和38年4月から39年1月までの期間について、申立人が所持する国民年金手帳の38年4月及び同年5月の検認印欄に「済」の印が押されており、この期間が納付済みであったことが確認できる上、A市の被保険者名簿から39年2月及び同年3月が納付済みであることも確認できることから、同一年度である38年6月から39年1月までの期間を納付しないとすることは不自然である。

また、申立人が所持する国民年金保険料預り証から昭和38年4月及び同年5月分の保険料が40年6月に過年度納付されていること、及び年金手帳にも「済」の印が押されていることから、同期間の保険料は納

付されていたと推認できるが、A市の被保険者名簿には納付記録が無く、行政側の記録管理に不備が認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は39年9月ごろに払い出されており、この払出時点からすると、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立期間のうち、昭和37年7月から38年3月までの期間は手帳記号番号の払出時点では過年度納付できる期間であるが、申立人は、当該期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとの主張は無く、38年4月及び同年5月の国民年金保険料が時効間際の40年6月30日に納付されていることから、申立期間のうち36年4月から38年3月までの期間は時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、昭和36年4月から38年3月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年8月から3年3月まで

会社を退職後すぐに厚生年金保険から国民年金への切替えのためA市役所に行き国民年金の加入手続を行った。その後厚生年金保険からの切替えなどに問題がなかったかと思いB社会保険事務所に確認に出向いたところ、中年の職員が手帳を見ながら「ハイ、大丈夫です。未納などありませんよ。」と言われたことを記憶している。失業中も国民年金保険料を納付したし、厚生年金保険と国民年金の切替えにも気を配りながら対応して来た。父からも年金保険料を納付するように諭されており、国民年金に加入した当初の期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降厚生年金保険と国民年金との切替手続を適切に行い、保険料も完納しており、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年3月ごろに払い出されたと推認され、申立期間は現年度納付が可能な期間である上、納付意識の高い申立人が8か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から40年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和52年10月から54年1月まで

昭和54年ごろ亡き妻が10万円ほどの金額を追納し、今までの国民年金保険料未納分の穴埋めができて、これで全部つながったと言い喜んでいたので鮮明に記憶している。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の亡き妻が昭和54年ごろ10万円ほどの金額を納付し、過去の未納分の穴埋めをしたとしているところ、54年は第3回特例納付実施期間中(53年7月から55年6月まで)であり、納付したとする保険料額についても、申立期間の国民年金保険料額とほぼ一致しており、申立内容に不自然さはみられない。

また、昭和40年4月から同年12月までの期間が未納から納付済みに職権訂正され、52年10月から同年12月までの期間が未納から申請免除に職権訂正されるなど、行政側の記録管理に不備が認められる。

2 申立期間②について、申立期間②前後の国民年金保険料は現年度納付により納付済みであり、3か月と短期間である申立期間②の保険料について納付しなかったとは考え難い。

3 申立期間③について、昭和 52 年 10 月から 57 年 6 月までの期間については申請免除期間であり、54 年 2 月から 57 年 6 月までの期間については平成元年 2 月 27 日に追納されていることから、この追納の時点で最大限さかのぼれる期間は 54 年 2 月までであり、申立期間③については、納付することができなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から55年6月まで

私は、昭和50年ごろ、国民年金の加入について、役場の職員と民生委員の方が勧誘に来たので加入した。国民年金保険料は、未亡人の会の人たちが集金に来たので納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入記録について、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和54年7月20日に払い出されていることから、同月に加入手続をしたことが確認できるにもかかわらず、社会保険庁のオンライン及び特殊台帳の記録では、加入手続後1年を経過した55年7月24日が資格取得日となっており、国民年金手帳記号番号払出日以降の期間が未加入期間とされているなど、行政機関側の記録管理に不備が見られる。

また、申立人は、国民年金保険料は、民生委員が3か月に1回保険料の集金に来たので納付したと主張しているところ、その民生委員は入院のため証言は得られないが、その夫は、妻は民生委員をしていて地域の方の保険料を集金していたと証言しており、A市も地域によって異なるが自治会等で保険料を徴収していたようであるとしていることから、国民年金の加入手続後は集金により保険料を納付していたとする申立人の主張に信憑性が認められる。

しかし、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和54年7月20日に任意加入しているため、申立期間のうち、48年4月から国民年金の加入月の前月の54年6月までの期間は、制度上納付できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 9 月まで

私は、年金問題が騒がれ、ねんきん特別便がきて 20 歳当時の期間が未納になっていることが分かった。私は、未納期間が無いように国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業した後の昭和 39 年 4 月から A 市役所にアルバイトで勤めた時に市役所が国民年金の加入手続をしてくれたとしており、その際、申立人自身が国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 39 年 7 月 28 日時点において、37 年 10 月から 39 年 3 月までの保険料が過年度納付されたと推認でき、当該時点で、過年度納付可能な申立期間の 37 年 4 月から同年 9 月までの期間が未納となっているのは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適正に行われている。

さらに、申立期間は、国民年金の加入期間である 40 年間のうちの 6 か月間と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年3月まで

私は、独立のため会社を退職し、昭和50年にA市に転居した後に妻と一緒にA市役所に行き国民年金の加入手続をした。その際、昭和49年度の国民年金保険料を過年度納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、申立人の妻と一緒に加入手続と保険料を納付してきたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号が昭和50年11月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認でき、保険料についても、社会保険庁の納付記録により同一日に夫婦の保険料が納付されていることが確認できることから、国民年金加入手続後の52年6月23日に50年1月から52年3月までの保険料を申立人の妻が過年度納付しているにもかかわらず、申立人の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料は、申立期間以降に未納は無く、60歳到達後も任意加入して保険料を納付するなど保険料の納付意識は高い。

しかし、申立期間の国民年金保険料について、国民年金加入手続後に過年度納付した昭和52年6月23日時点では、申立期間のうち、49年4月から同年12月までの期間の保険料は時効により納付できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から同年12月まで

昭和45年8月28日に共済組合を脱退して、まもなくA町役場から国民年金に加入するよう通知が来た。私自身A町役場に行き、窓口で加入手続をして5か月分の保険料2,000円から3,000円を納付した。対応した初老の男性職員が白いシャツ姿だったので、9月初旬だったと思う。その後は集金に来る隣組の班長に3か月ごとに保険料を納付していた。年金相談で申立期間が未納と言われたが、領収書は残っていないものの納付したことは、記憶にはっきり残っているため、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続について、白いシャツ姿の初老の男性職員が窓口で対応したと具体的に申述している上、加入手続後は隣組の班長に3か月ごとに現金で保険料を納付したとする申述は当時の町の取扱いと符合していることから、申立内容には信憑性が認められる。

また、申立人が所持する国民年金手帳には申立期間の印紙検認記録欄に検認印の押印は無いが、申立期間直後の昭和46年1月から同年3月までの同欄には、46年3月10日付けの検認印が押されていることから、この時点で申立期間が未納であったならば、集金を行っていた隣組の班長が申立期間の保険料を集金しなかったのは不自然である。

さらに、申立期間は5か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から39年3月まで

昭和36年ごろ、国民年金制度の説明会が地区の集会にてあり、母と姉はそれを契機に国民年金の加入手続をした。その後、自分も20歳になったのを契機に加入手続を母がしてくれて、集金人に母が家族分まとめて支払っていた。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が加入時からの国民年金保険料を支払っていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和38年12月18日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿から確認でき、この時点では申立期間は過年度納付及び現年度納付することが可能であり、申立期間当時の同居家族のうち、国民年金加入済みであったその母親及び姉は納付済みであることから、申立人の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間以降の国民年金加入期間の未納は無く、納付意識の高さがうかがわれ、かつ、申立期間は23か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から47年3月まで

昭和47年ごろ、A市の職員が来宅して、今なら未納分の国民年金保険料を一括納付することができるので国民年金に加入しないかという話をされたと妻から相談されたので、すぐに加入して、未納分の保険料を納めるように妻に指示した。妻によると、A市役所で夫婦二人分の加入手続きをした。さかのぼった保険料は、当時仕事の支払のため5万から10万円くらいのお金は手元に用意してあったので、そこから夫婦二人分を一緒に納付した。私の年金手帳の昭和47年度のページには、年月は記入されていないが「納付済A市」と印が押されている。年金手帳に同様の印が押されている妻は、46年度の保険料が納付済みとなっているので、申立期間の保険料を納めているのではと考えられる。申立期間について、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入勧奨とともに、過去の未納分の国民年金保険料を一括納付ができると市の職員から説明されたことを、申立人の妻から聞いたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年6月ごろには第1回特例納付が実施されており、申立期間について、申立人は記録上強制加入被保険者として取り扱われていることから、申立期間の保険料を特例納付することは可能であった。

また、申立人がさかのぼって納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料を昭和47年6月に特例納付及び過年度納付^{びょう}した場合の夫婦二人分の納付金額とおおむね一致しており、申立内容に信憑性が認めら

れる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻は、申立期間のうち昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料を過年度納付しており、夫婦二人分の国民年金の加入手続時に過去の未納分の保険料をさかのぼって納付したい旨を窓口で伝えたとするその妻の申述と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から同年12月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から同年12月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、集金人に納めたり、納付書によりA銀行B支店で納めたりした。申立期間について、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納めたり、銀行で納付書により納めたりしたとしているところ、C区では、申立期間当時、専任徴収員及び国民年金委員による保険料の集金とともに、納付書による保険料収納が行われており、申立内容は当時の状況と符合している。

また、申立期間の前後の期間は納付済みであり、申立人は、申立期間前後を通じて住所やその夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化がみられないことから、それぞれ3か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 9 月まで

夫が国民年金に加入していればいいと思っていたが、自分も入らないと年金がもらえないことを知り、昭和 55 年に加入手続をした。保険料について夫は、私が加入する前から口座振替により納付していたが、自分は銀行の人に納付書を渡して通帳から引き落とししてもらったり、現金と一緒に渡して納付していたのに未納となっている。申立期間②については、昭和 61 年度に申請免除の手続をしたが、そのときにそこまでの期間は納付されていますと窓口で言われていたのに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、昭和 57 年 4 月から同年 9 月までは納付済みであり、申立期間直後の昭和 58 年度については前納していることから、6 か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

2 申立期間②について、申立人は金融機関の人に納付書を渡し、口座から引き落としを依頼していたこともあると申述しているところ、昭和 60 年 10 月の金融機関の口座取引記録から当時の国民年金月額保険料相当額の出金記録が確認でき、申立人の申述に信ぴょう性が認められる。

- 3 申立人は加入手続が遅くなったことから、加入手続時にさかのぼれるところまで過年度納付を行っていること、申請免除期間についても追納していることなどから、納付意識が高かったものと考えられる。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 56 年 3 月までの期間、同年 7 月から 57 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 12 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 56 年 7 月から 57 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月まで

昭和 55 年 12 月に夫が自営業を始めるに当たり、夫が国民年金の加入手続をした。それからは、夫婦の分を一緒に夫が銀行や信用金庫で支払っていた。夫の保険料と別々に支払ったことはなく未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の国民年金加入手続を昭和 55 年 12 月に行い、申立期間①から③までの国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたところ、夫の 55 年 12 月の保険料は 56 年 1 月に納付されていることが A 市の被保険者名簿から確認できること、納付日の確認できる昭和 61 年度以降、そのほとんどを夫婦同一日に納付していたことが社会保険庁の記録から確認できることから、申立人の申述に不自然さは無い。

また、一緒に納付していたとする申立人の夫の国民年金保険料は、申立期間①から③までについて納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から43年9月まで
② 昭和48年1月から同年5月まで

申立期間①及び②については、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を3か月分、1年分又は1年6か月分とまとめて納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間と比較的近い昭和43年10月から44年3月までの保険料を47年5月に特例納付によりさかのぼって納付し、45年10月から47年3月までの保険料を過年度納付によりさかのぼって納付しており、また、申立期間の直前の47年4月から同年12月までの保険料を47年7月に一括納付していることから、その直後の申立期間②を未納とするのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、申立期間直後の昭和43年10月から44年3月までについて、国民年金手帳の印紙検認記録欄に検認印が無いものの印紙検認台紙の切取部分に割印が押されており、社会保険庁の納付記録上、保険料が納付済みとなっているため、申立期間と重なる昭和41年度、42年度及び43年度についても、国民年金手帳に検認印が無いが、印紙検認台帳に割印があることから、申立期間の保険料は納付済みであると主張しているが、当該割印は、事務取扱上、国民年金保険料の収納年度が終了した後、年金手帳の印紙検認台紙を切り離す際、保険料の納付の有無にかかわらず押されるもので、保険料を納付したこと

を示すものではない。

また、申立人が申述している昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月までの保険料は、社会保険庁の特殊台帳から、同期間に現年度納付されたものではなく、特例納付によりさかのぼって納付されたものであることが確認できることから、印紙検認記録欄に検認印が無いのは当然である。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から43年9月まで
② 昭和48年1月から同年5月まで
③ 平成9年2月から10年9月まで

申立期間①及び②については、夫婦二人分の国民年金保険料を3か月、1年分又は1年6か月分とまとめて納付していた。申立期間③については、会社退職後、年金受給の裁定請求と同時に、国民年金への任意加入手続と付加保険料の手続を行い納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間と比較的近い昭和43年10月から44年3月までの保険料を47年5月に特例納付によりさかのぼって納付し、45年10月から47年3月までの保険料を過年度納付によりさかのぼって納付しており、また、申立期間の直前の47年4月から同年12月までの保険料を47年7月に一括納付していることから、その直後の申立期間②を未納とするのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、申立期間直後の昭和43年10月から44年3月までについて、国民年金手帳の印紙検認記録欄に検認印が無いものの印紙検認台紙の切取部分に割印が押されており、社会保険庁の納付記録上、保険料が納付済みとなっているため、申立期間と重なる昭和41年度、42年度及び43年度についても、国民年金手帳に検認印が無いが、印紙検認台帳に割印があることから、申立期間の保険料は納付

済みであると主張しているが、当該割印は、事務取扱上、国民年金保険料の収納年度が終了した後、年金手帳の印紙検認台紙を切り離す際、保険料の納付の有無にかかわらず押されるもので、保険料を納付したことを示すものではない。

また、申立人が申述している昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月までの保険料は、社会保険庁の特殊台帳から、同期間に現年度納付されたものではなく、特例納付によりさかのぼって納付されたものであることが確認できることから、印紙検認記録欄に検認印が無いのは当然である。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、平成 9 年 2 月にその夫の経営する広告会社を退職後、年金受給の裁定請求と同時に、国民年金への任意加入手続と付加年金への加入手続を行い、保険料を納付したとしているところ、社会保険庁の記録によれば、平成 10 年 10 月 20 日に任意加入しており、その時点では、申立期間③は任意加入期間であるため、同期間の定額保険料及び付加保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人が申立期間③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から49年3月まで
② 昭和50年1月から同年12月まで
③ 昭和53年4月から54年11月まで

申立期間①、②及び③については、昭和53年ころ、未納期間をさかのぼって納付できることを知り、A市役所で未納期間を確認し、49年4月から同年12月まで未納期間があると言われて国民年金保険料を納付した記憶がある。当然ほかの期間の未納は無いと認識していたので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和53年ごろ、A市役所で未納期間を確認し、49年4月から同年12月までの未納期間をさかのぼって納付したとしているところ、社会保険庁の被保険者台帳の記録では、申立期間②直後の51年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料を53年12月に過年度納付及び特例納付によりさかのぼって納付しており、過年度納付及び特例納付により納付した期間の直前の申立期間②を未納とするのは不自然である。

また、A市役所の国民年金保険料納付状況通知書の納付記録欄によれば、申立期間②中の昭和50年4月から同年6月までの保険料は納付済みとなっており、社会保険庁の納付記録で納付済みとなっている申立期間②直後の51年1月から同年3月までの保険料は未納となっていることから、行政側の記録間に不整合が認められる。

2 申立期間①及び③について、申立人は、未納期間をさかのぼって納付したため、ほかに未納期間は無いはずとしているが、申立人の国民年金手帳には申立期間①の印紙検認記録が無く、申立期間①及び③の保険料の納付方法、納付場所、納付金額などの記憶があいまいであり、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間①及び③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの期間及び 58 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月まで

国民年金に任意加入した昭和 53 年以後は、61 年 4 月に第 3 号の資格を取得するまで国民年金保険料の納付を続けていたはずである。任意加入資格を自ら喪失した記憶は無く、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 56 年 11 月 21 日に A 区から B 市に転居後、C 勤務の申立人の夫が非番の時に国民年金保険料の納付をしたとしているところ、申立人は 53 年 1 月に任意加入して以来、申立期間①及び②を除き、保険料の未納は無く、申立期間のうち 56 年 10 月から同年 12 月までは申立人の B 市の被保険者名簿に納付記録があることから、その主張に不自然さはみられない。

また、申立期間①直後の昭和 57 年 4 月から同年 12 月までについては、60 年 4 月に納付記録が未納から納付済みに訂正されており、行政側の記録管理に瑕疵が認められる。

2 申立期間②のうち、昭和 58 年 1 月については、その直前の 57 年 4 月から同年 12 月までの保険料の納付記録が 60 年 4 月に訂正されていることから行政側の記録管理に瑕疵が認められ、当該期間から連続し、当該期間と同様に任意加入の被保険者期間である 58 年 1 月が未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間②のうち、昭和 58 年 2 月から 61 年 3 月までについて、申立人は、国民年金の任意加入資格を喪失した記憶は無いとしているが、申立人の国民年金手帳、B 市の被保険者名簿及び社会保険庁の被保険者台帳のいずれも申立期間②中の 58 年 2 月 23 日に任意加入資格を喪失していることが確認できる上、当該期間の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や特段の周辺事情も見当たらないことから、国民年金被保険者資格の喪失及び保険料の納付状況が不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの期間及び 58 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から49年3月まで

昭和48年2月に勤めていた会社を退職し、A区からB町に家族と共に転居した後、B町役場で国民年金に加入し、毎月、母親と共に同役場に行き国民年金保険料を納付したため申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月に会社を退職し、家族と共にB町に転居した後、B町役場で国民年金に加入し、毎月、申立人の母親と共に同役場に行き保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号及び国民年金手帳に記載されている発行日付から49年9月と推認され、この時点では、申立期間は過年度納付によりさかのぼって納付できる期間である上、現年度分となる49年4月からの保険料も滞りなく納付され、共に役場に納付しに行ったとする申立人の母親は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の48年9月に国民年金被保険者資格を取得し、同月分以降の申立期間中の保険料は滞りなく納付されていることから、申立人の申立期間中の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を60歳に至るまですべて納付しており、その母親も、昭和36年4月の国民年金制度発足以来、国民年金加入後の保険料を60歳に至るまで滞りなく納付していることから、申立人及び母親の保険料納付意欲は高かったものと認められる。さらに、申立期間は14か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年1月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から52年1月まで

私は、昭和52年2月28日に、A市B支所で国民年金の加入手続きを行い、その際、受付をした支所職員から国民年金に関する説明を受けた上、同職員の勧めに応じ、さかのぼって申立期間の1年分の定額保険料と付加保険料を一括して納付しており、申立期間につき未加入及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年2月28日にA市B支所で国民年金の加入手続きをした際、受付をした支所職員から付加保険料を含む国民年金保険料1年分をさかのぼって納付するように勧められ、同支所窓口で、月額定額保険料1,400円と付加保険料400円の合計1年分をさかのぼって現金で納付し、これを申立人に同行した申立人の夫の叔母が目撃したと主張しているところ、叔母は、その時の申立人が行った納付の状況を目撃したことを記憶していると証言している上、申立人が保険料の納付直後、厚生年金保険被保険者証に記したとする「52.2.28に受付 国民年金 1年さかのぼり 1,400+400(附加金)」のメモが認められ、申立人の年金手帳にも申立人が記したとする「Bにて 52.2.28に受付 国民年金 1年さかのぼり 1,400円+400円納金」のメモが認められることから、52年2月28日に定額保険料と付加保険料の1年分をさかのぼって納付したことが推認できる。

また、上記メモに記された「1,400+400(附加金)」は、1か月分の定額保険料1,400円及び付加保険料400円と考えられ、定額保険料が月

額 1,400 円であった期間は昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの 1 年間であるため、当該期間について一括納付されたものと考えられ、申立期間のうち、51 年 4 月から 52 年 1 月までの保険料は納付されたものと推認できる。

さらに、付加保険料を含む国民年金保険料の納付を推認できる昭和 51 年 4 月から 52 年 1 月までの期間については、申立人は任意加入の期間であり、制度上、その加入日から定額保険料をさかのぼって納付できず、また、付加保険料も、加入当月前の分をさかのぼって納付できないことから、本来、納付された付加保険料を含む国民年金保険料の還付又は可能な充当措置がとられるはずであるが、行政側にそれらの措置がとられた記録は無く、その形跡もみられず、申立人が保険料を納付してから既に 30 年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、制度上、付加保険料を含む国民年金保険料を納付できないことを理由に、51 年 4 月から 52 年 1 月までの期間について、付加保険料を含めて納付済期間にしないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和 51 年 2 月及び同年 3 月については、定額保険料が月額 1,100 円であり、上記メモに記された定額保険料と相違しており、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 1 月までの付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 11 月まで

私は自分の父親に勧められ 30 歳のときに国民年金に自分の意思で加入した。当時はパートをしており、国民年金保険料は毎月か、2 か月ごとに A 銀行 B 支店又は、C 市役所 D 支所で納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 55 年 2 月に国民年金に任意加入しており、申立期間以外には保険料を納付していることから、申立人の国民年金制度に対する意識及び保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の元夫は、申立期間は同じ会社に勤務しており、申立人の経済状況は良好で、住所変更や生活の変化等も見当たらないことから、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は 8 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 56 年 3 月まで

私は会社退職後、自分で建築関係の事業を始めたが、厚生年金保険から国民年金への切替手続をきちんと行い保険料を納付していた。

加入手続と保険料の納付は私の妻が事業所の事務員にやってもらっていたと記憶しているので必ず払っているはずである。私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は会社退職後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 2 月 14 日に払い出されており、払出日からすると、申立期間は現年度及び過年度納付が可能な期間である上、会社退職後自営で始めた事業は順調だったとしていることから、申立期間の保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を納付していることから、納付意識は高かったと考えられる上、申立期間は 20 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から45年9月まで

私は昭和42年3月までA社（現在は、B社）に勤めていたが、退職後自営業となり国民年金に替わった。私の妻は、37年から国民年金に加入しており、妻は二人分の国民年金保険料納付書が来れば、夫婦二人分の保険料を市役所や銀行で、前納で納めたと思うので、一人分だけ未納とすることは無いはずだ。私の分だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の妻が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫婦二人分納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年10月ごろ払い出され、申立期間の一部は過年度納付が可能な期間である上、C市国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和44年度の保険料を納付している形跡があることから、納付が可能な45年4月から同年9月までの保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、昭和44年4月から49年9月までの保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間以降は、付加保険料を前納するなど国民年金保険料を納付していることから、納付意識は高かったと考えられる。

2 一方、申立期間のうち昭和42年3月から44年3月までの期間について

ては、国民年金手帳記号番号の払出日からすると、一部の期間は時効により納付できない期間であり、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から41年3月まで

母親から、二十歳になったら国民年金の加入手続きをするように言われ、A区役所で手続きを済ませ保険料も納付していた。昭和41年にもらい火により家を全焼し、国民年金の関係資料は焼失してしまったが、納付していた記憶もあるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親から二十歳になったら国民年金の加入手続きをするように言われ、A区役所で手続きを済ませ保険料も納付していたと申し立てているところ、申立人が納付したとする保険料額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致しており、かつ、申立期間を除いて未納がないことから申立人の納付意識は高かったと認められる。

また、社会保険庁の申立人に係る国民年金被保険者記録をみると、昭和40年10月から41年3月までの期間が国民年金手帳記号番号の払出し前の40年10月に強制加入期間から^{さかのぼ}遡って加入できない任意加入期間に種別変更されている等行政側の事務に何らかの^{そご}齟齬があった可能性も否定できない。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の手帳記号番号払出簿により昭和41年10月ころB区で払い出されていることが確認できる上、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれないことから、手帳記号番号の払出し時点からすると、申立期間のうち38年9月から39年6月までの期間については、時効により納付できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から50年3月まで

結婚直後の昭和49年から50年ごろ、妻がA市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料も、すぐに妻がそれまでの未納分をB銀行（現在は、C銀行）D支店で、一括で納付してくれた。金額は5万円から7万円だったと記憶しており、預金を引き出して納付したと思う。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、昭和49年から50年ごろにA市役所で国民年金の加入手続をしたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、第2回特例納付実施期間内である50年7月23日に払い出されていることが確認できる。

また、申立人及びその妻は、納付場所、納付金額等について具体的に述べており、かつ、申立人の妻が納付したとする金額は、申立期間に係る国民年金保険料をすべて納付した場合の金額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から54年3月まで

申立期間については、母が国民年金の加入手続や保険料の納付をしてくれたはずである。母は几帳面な性格であり、私の国民年金保険料の納付を忘れたとは考えられないので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

なお、当時、私は父親の経営する会社に就職していたため、国民年金保険料は父親が負担していた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続をしてくれたはずであり、母は几帳面な性格で、申立人の保険料の納付を忘れるはずはないとしているところ、母親の国民年金保険料の納付記録に未納は無く、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和53年度中に払い出されていることから、53年度分の国民年金保険料については納付していたものとするのが自然である。

2 一方、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から53年3月までの期間については、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、申立人の父親が保険料を負担していたと主張しているが、母親に確認したところ、国民年金の加入手続をした時期や保険料額などの記憶が曖昧であり、保険料を負担したとする父親は既に他界していることから、納付状況などが不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年11月28日に払

い出されており、払出日からすると、申立期間のうち、51年9月以前は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成7年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月31日から同年2月1日まで
② 平成7年12月31日から8年1月1日まで

B社会保険事務所で、A事業所勤務した平成7年1月31日から同年2月1日までの期間及びC事業所に勤務した同年12月31日から8年1月1日までの期間の被保険者記録が確認できないとの回答であったが、勤務期間の給与明細書を保管しており、厚生年金保険の保険料の控除を証明できることから申立期間①及び②を被保険者期間と訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所の発行した源泉徴収票及び給与明細書により、申立人が申立期間①に継続して勤務していたこと、及び申立期間①に係る厚生年金保険の保険料を事業主により平成7年1月分の給与から控除されていたことが確認できる。

また、平成7年1月の標準報酬月額については、申立人のA事業所における6年12月分の控除保険料額から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、A事業所の事業主は、「当時の事業主及び厚生年金保険事務の担当者は病気引退し、資料が保存されていないことから、社会保険事務所に当該保険料を納付したか否かについては不明であるものの、

厚生年金保険の資格喪失日に係る記載を誤った。」と供述していることから、事業主が平成7年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、C事業所の発行した給与明細書を保管しており、平成7年12月分の給与から同年12月分に係る厚生年金保険の保険料を給与から控除されていたことが確認される。

しかし、C事業所の事業主は、申立人が事業主に宛てた平成7年11月7日付けの退職願を保管しており、その中で「申立人が『平成7年12月30日に退職したい。』旨の記載をしていたことから、同年12月31日は年末で休日であったにもかかわらず、申立人の希望を尊重して同年12月30日を退職日としたことから厚生年金保険の資格喪失日を同年12月31日と届け出たもので、同年12月分の給与から同年12月分の厚生年金保険の保険料を給与から控除したのは、ミスによるものであった。」と供述していることから、申立人は、同年12月において厚生年金保険の被保険者資格を有していなかったことが推認される。

なお、雇用保険の被保険者記録によれば、離職日は平成7年12月30日であることが確認される。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、平成7年12月の厚生年金保険料を事業主により同年12月分給与から控除されていたことが確認できるが、申立期間②について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月21日から同年4月1日まで

申立期間は、A株式会社の本社から同社B営業所へ転勤になったときで、同じ会社に勤めていたのに厚生年金保険の加入期間に空白期間が生じているのはおかしい。申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書、人事記録及び雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが確認でき、同一企業内での転勤であることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人のA株式会社本社から同社B営業所への異動日については、申立人の詳細な供述及び他の営業所から同社B営業所に異動した同僚の被保険者資格の得喪記録から判断すると、昭和42年4月1日であったと認められる。

さらに、昭和42年3月の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における同年2月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、不明としており、このほか確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 18 日から 44 年 4 月 11 日まで
② 昭和 44 年 4 月 11 日から 47 年 2 月 21 日まで

私は、A市にあったB株式会社に1か月勤務した後、兄のいたC市の株式会社Dに転職をし、3年ほど勤務した。その後、E事務の仕事がしたくなり、新聞で募集広告を見て友人が住んでいたF市のG事業所に職を得ることができた。申立期間①及び②の勤務期間分の厚生年金保険は、一時金でもらったことになっているが、いずれも脱退手当金を受給した記憶は無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に勤務していたB株式会社H工場と申立期間②に勤務していた株式会社DのI工場の厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金の支給決定日は、社会保険庁の記録上、昭和47年6月28日とされているが、この時、申立人は既にF市のG事業所において厚生年金保険に再加入しており、制度上、脱退手当金を受給することはできないことから、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

また、申立人が保持している厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されておらず、社会保険庁が保管している申立人の厚生年金保険被保険者原票にも「脱」の表示が確認できない。

さらに、申立人は申立期間②の株式会社Dで資格喪失した後、間断なくG事業所にて厚生年金保険被保険者資格を再取得しており、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難いほか、先に勤務した2社の厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金を受給したにもかかわらず、申

立人が結婚退職したG事業所を退職する際に、この分の脱退手当金については受給していないというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 3 日から 36 年 9 月 30 日まで
② 昭和 38 年 12 月 25 日から 39 年 7 月 21 日まで
③ 昭和 41 年 7 月 16 日から 42 年 2 月 28 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間が脱退手当金を受給した記録になっているが、私は脱退手当金を請求も受給もしていない。私の申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているほか、未請求となっている被保険者期間の一部は申立期間の最終事業所と同一企業であるなど、これを失念するとは考え難い。

また、6回の厚生年金保険被保険者期間のうち、5回の被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、そのうち3回の被保険者期間が支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月21日から同年8月1日まで
昭和26年3月から平成7年4月までA株式会社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間から抜けているので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の娘が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A株式会社において昭和26年3月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46年2月21日に資格を喪失後、同年8月1日に同社の連結子会社であるB株式会社において再度資格を取得しており、同年2月から同年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A株式会社の人事記録を基に作成された在職証明書、C年金基金の厚生年金基金加入員台帳及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、厚生年金基金加入員台帳によると、「昭和46年8月1日本社からDへ」と記録されていることから、申立期間は、A株式会社の本社に在籍していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人から保険料を控除したと思うが、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成2年11月から3年12月までを41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から4年1月31日まで
社会保険庁の記録では、「株式会社A」における平成2年11月1日から4年1月31日までの標準報酬月額は15万円に下げられているが、誤りであると思うので当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成2年11月から3年12月までは41万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、「株式会社A」が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年1月31日以降の同年5月7日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、2年11月から3年12月までは15万円に訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和60年2月から申立期間を含む適用事業所に該当しなくなった日まで、同社の取締役^{トク}に就任しているものの営業部長であることから、経理関係を含む社会保険関係事務に関する権限までは有していなかったものと判断される。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が

社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額記録から平成2年11月から3年12月までは41万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B工場における資格取得日は、昭和17年6月1日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年6月までは30円、同年7月から20年6月までは40円、同年7月から同年8月までは90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月1日から21年4月30日まで

申立期間については、A株式会社に勤務していた。同社は、現在、C市にあるD株式会社である。正社員として勤務しており保険料も控除されていたと思うので調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁において、申立人のA株式会社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳が発見され、同台帳により申立人が昭和17年6月1日に資格を取得し、20年9月1日に資格を喪失したことが確認できる。

なお、当該記録は基礎年金番号に未統合であるとともに、当該期間のうち、昭和17年6月1日から20年9月1日までの39か月間については脱退手当金が支給されている。

また、当該期間の標準報酬月額は社会保険庁の記録から、昭和17年6月から18年6月までは30円、同年7月から20年6月までは40円、同年7月から同年8月までは90円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和17年4月及び同年5月については、労働者年金保険法の施行準備期間のため、労働者年金保険の被保険者期間にはなり得ない期間である。

また、昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 4 月 30 日までの期間については、社会保険事務所の記録から A 株式会社 B 工場が 20 年 9 月 1 日付けで解散により厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているととも、すべての従業員が同日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺資料が見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B支社における資格取得日は、昭和51年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月1日から同年4月1日まで

社会保険庁の記録によれば、A株式会社における厚生年金保険被保険者期間が、昭和51年3月1日から同年4月1日までの1か月欠落している。同一企業内における転勤なので空白期間があるのは納得できない。当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人に係る人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が昭和47年4月1日から平成元年7月31日までA株式会社に継続して勤務していたこと、及び昭和51年3月1日にA株式会社C営業所から同社D営業所（適用事業所は「A株式会社B支社」）に異動したことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社B支社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が被保険者資格を昭和51年3月1日に取得した記録と同年4月1日に取得した記録の二つの記録があり、後者の記録が社会保険庁のオンライン上の記録となっているが、後者の記録は、55年8月届出に係る報酬月額算定基礎届の結果を同名簿に更新・切替えをして記載する際に記録されていることから、当該更新時に資格取得日が誤って転記されたと考えられる。なお、このことについてE社会保険事務局からは、「社会保険事務所による名簿切替時の転記誤りと思われる」と

の回答があった。

さらに、F保険組合の記録により、申立人が昭和51年3月1日にA株式会社B支社で資格取得をしたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主が、昭和51年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B支社の厚生年金保険被保険者名簿の記録から16万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、平成12年9月6日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間②の標準報酬月額は59万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年9月1日から12年8月31日まで
② 平成12年8月31日から同年9月6日まで

社会保険事務所からの連絡により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 平成11年9月1日から12年8月31日までの期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成12年8月31日）の後の12年9月6日に、標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、11年9月から12年7月までの標準報酬月額が59万円から9万8,000円へと訂正されていることが確認できる。

また、給与明細書によれば、記載された申立期間の給与の額59万円と訂正前の標準報酬月額59万円が一致している。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要であると認められる。

- 2 平成 12 年 8 月 31 日から同年 9 月 6 日までの期間については、社会保険庁の記録によると、A 社が適用事業所であった期間は、申立人の被保険者期間と同じ同年 8 月 31 日までであり、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるが、同社は、当該期間において個人事業主であるものの常時 5 人以上の従業員を使用していたことから、当該期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、社会保険庁の記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同日以降の平成 12 年 9 月 6 日付で、上記 1 の標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及減額訂正処理と同日に処理されていることが確認できる。

さらに、事業主及び同僚は、申立人が現在も同社に継続して勤務していると供述している。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的理由は無く、申立人の被保険者資格の喪失日に係る有効な記録処理があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日に係る記録を平成 12 年 9 月 6 日とすることが必要であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記 1 による訂正後の A 社における平成 12 年 7 月の社会保険事務所の記録から 59 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年3月1日から9年11月27日まで

私は、株式会社Aの取締役として、申立期間当時、約59万円の給料をもらっていたが、申立期間の標準報酬月額が平成9年11月27日付けで8年3月から9年10月までの間がさかのぼって59万円から41万円に引き下げられていることに納得できない。申立期間の標準報酬月額を訂正前の金額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年3月から9年10月まで59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年11月27日付けで、申立人と事業主の二人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額を41万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険庁において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は事業主の妻であり、当該事業所の取締役であったが、その夫である事業主の供述によると「申立人は、社内では何の権限もない存在であった。」としているほか、申立人は「取締役とは名ばかりで主人（代表取締役）から何の相談を受けたこともなく、記録訂正も知らなかった。」と供述している。

このほか、申立人が遡^{そきゅう}及訂正に関与していたことをうかがわせる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初社会保険事務所に届け出たとおり、平成8年3月から9年10月までを59万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から同年7月23日まで

申立期間当時、私が代表取締役を務めていたA株式会社の資金繰りは苦しかったが、厚生年金保険料の滞納はなかったと思っている。また、当該期間の標準報酬月額が59万円から9万8,000円に引き下げられていることは今日まで全く知らなかった。

申立期間における私の厚生年金保険の標準報酬月額は59万円であり、引き下げられているのは納得がいかないので、申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本から、申立人が申立期間当時、代表取締役として勤務したことが確認できるA株式会社は、社会保険庁の記録により、平成8年7月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日以降の同年12月6日に、同年1月から同年6月までの期間が59万円から9万8,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した申立人の平成8年2月から同年6月までの期間の申立事業所のものとしている給与明細書に記載の社会保険料控除額は、申立人が主張している標準報酬月額に見合う厚生年金保険料であることが確認できる。

さらに、申立事業所は平成8年8月*日にB地方裁判所において破産宣告を受け、12年1月*日に同所において破産終結となっていることが申立事業所に係る閉鎖登記簿謄本から確認できるところ、同社の破産管

財人であったとしている弁護士は、同社の破産宣告以後、破産管財人として業務を行ったと回答しており、記録の訂正が行われた時点においては、申立人に同社の業務執行権限は無かったと認められ、申立人が同社の当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成8年1月から同年6月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成3年12月から4年12月までを26万円、5年1月から6年3月までを24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から6年4月1日まで

平成3年12月から6年11月までA株式会社(現在は、株式会社B)に勤務したが、申立期間に同社から支給された支給総額と社会保険事務所に届けられた標準報酬月額が著しく異なる。申立期間の標準報酬月額を同社から受け取った給料額と支払った厚生年金保険料に応じた適正な金額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成3年12月から4年12月までの期間については26万円、5年1月から6年3月までの期間については24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成3年12月から6年3月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月1日から11年6月21日まで

社会保険庁の記録によると、株式会社Aにおける平成10年4月1日から11年6月21日までの標準報酬月額が26万円から9万2,000円に、さかのぼって引き下げられている。当時受け取っていた給与の額面と相違しているため正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、株式会社Aは、平成11年6月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間に係る当該事業所での厚生年金保険の標準報酬月額については、社会保険庁の被保険者資格記録において、当初、10年4月から11年5月までは26万円と記録されている。

しかし、その後の社会保険庁の記録では、当該事業所において、適用事業所ではなくなった日（平成11年6月21日）の後の11年6月22日付けの訂正処理において、申立人の10年4月から11年5月までの標準報酬月額が26万円から9万2,000円にさかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人は、商業登記簿謄本により申立期間当時において株式会社Aの取締役ではないことが確認でき、当該事業主から、3期分の決算書の作成を依頼され、平成9年6月1日に再入社し、経理事務を担当していたと供述しており、当時の同僚からも「申立人は経理担当であった。」との供述があることから、一般の従業員であったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡^{そきゆう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額については、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た 26 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和62年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月21日から同年5月21日まで

A株式会社B工場に昭和55年6月1日から62年5月20日まで正社員として勤務していた。しかし、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年4月21日になっていた。A株式会社B工場の人事係に確認したところ、人事記録には厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年5月21日と記載されていた。納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B工場が保管する厚生年金保険被保険者台帳及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、当該事業所に昭和62年5月20日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社B工場からは、厚生年金保険料は翌月控除であるとの回答があり、申立人から提出された預金通帳の写しによると、昭和62年4月から同年6月までの3か月がほぼ同額の給与が支払われていたことが確認できるとともに、事業主は申立人の資格喪失日を同年5月21日で届出するところ誤って同年4月21日と届出したと認めており、かつ、申立人は、申立期間前と業務内容及び勤務形態に変更は無く一貫して総務の仕事をしていたことから、厚生年金保険料の控除が継続していたと考えるのが相当であり、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和62年3月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと主張しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、A株式会社B工場が加入しているC保険組合の資格喪失日の記録と社会保険事務所の資格喪失日の記録とが一致しており、双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和62年4月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成11年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月31日から同年4月1日まで

平成11年4月の給与明細書の写しによると、厚生年金保険料が2万820円控除されていた。また、A株式会社が発行した源泉徴収票の写しによると、社会保険料等が「95,594」円と記載されており、同年1月から同年3月までの3か月分の厚生年金保険料等が控除されており、資格喪失日は同年4月1日と確認できる。この期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した普通預金通帳の写し及び雇用保険の被保険者加入記録から、申立人がA株式会社に平成11年3月31日まで継続して勤務していたことが確認できるとともに、当事業所における厚生年金保険料は、翌月控除であり、11年4月の給与明細書の写し及びA株式会社が発行した11年分給与所得の源泉徴収票の写しでは同年1月から同年3月までの厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

また、平成11年3月の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における同年2月の社会保険事務所の記録から、24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては確認できる資料が無い

め不明としているが、事業主が資格喪失日を平成 11 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和33年4月から同年8月までに係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和32年10月1日から45年7月31日まで
② 昭和50年10月1日から52年2月17日まで
③ 昭和52年10月1日から54年10月6日まで

申立期間①については、社会保険事務所から合資会社Aにおける給与が低いと指摘があり、報酬月額を3万8,000円に変更し、昭和32年9月に届出をした。また、申立期間①当時は、給与は上がることはあっても下がることはあり得ない。申立期間②については、B有限会社は昭和50年6月23日に成立し、役員給与5万円を支給されていたが、その額が合資会社Aの支給額と合算された標準報酬月額になっていないのはおかしい。申立期間③のB有限会社については、給与は変更がなかったにもかかわらず、標準報酬月額が変更されているのはおかしい。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

合資会社Aの被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額は、昭和33年4月1日に従前の11等級から13等級に改定された記録があり、旧厚生年金保険法第23条の随時改定の規定により、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級である12等級に改定されるべきであり、申立期間①のうち、33年4月から同年8月までの期間については、標準報酬月額を1万8,000円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間②については、申立人は、合資会社Aの標準報酬月額について、B有限会社から支給された役員給与5万円が合算された標準

報酬月額となっていないのはおかしいと主張しているが、社会保険事務所が保管する厚生年金保険適用事業所名簿によると、B有限会社が適用事業所となったのは、昭和52年2月17日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できることから申立人が主張する報酬月額を合算するという処理は行われない。

また、申立人は、申立期間の全期間を通して、社会保険事務所への届出一切を行っていたとしているが、申立期間①のうち昭和32年10月1日から33年3月31日までの期間及び33年9月1日から45年7月31日までの期間（以下、「他の申立期間①」という。）、申立期間②及び③に係る給与明細書及び当時の届出書類等の資料は無い上、申立人の意向により同僚照会等を実施することはできなかつたため、当該申立てに係る実態調査をすることはできなかつた。

さらに、他の申立期間①、申立期間②及び③に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録について、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、社会保険事務所において当該名簿等に不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の他の申立期間①、申立期間②及び③における報酬月額及び届出について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の他の申立期間①、申立期間②及び③について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る被保険者資格の資格喪失日は平成8年12月1日であると認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月1日から8年11月28日まで
② 平成8年11月28日から8年12月1日まで

社会保険庁からの連絡により、平成6年12月1日から8年11月28日までの期間に係る標準報酬月額が、同年12月19日に実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年12月から8年10月までは41万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年11月28日より後の同年12月19日において、申立人を含む二人の6年12月から8年10月までの標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額は41万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者情報では、離職日が平成8年11月30日となっていることから、申立人が同日まで同社に勤務していた

ことが確認できる。

一方、有限会社Aが適用事業所であった期間は、申立人の被保険者期間と同じ平成8年11月28日までであるが、同社は、申立人の雇用保険記録に係る離職日において法人格を有していたことから、同日までの期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同日より後の平成8年12月19日付けで、上記の標準報酬月額^{そきゅう}の遡及減額訂正処理と同じ日に処理されていることが確認できる。

加えて、商業登記簿謄本によれば、申立人は有限会社Aの取締役であったが、申立期間において申立人に係る雇用保険の記録がある上、申立人は、設備工場の現場責任者であり、会社運営には関与しておらず、社会保険事務を含む経理事務は事業主及びパート女性が行っていたと供述している上、複数の同僚から、申立人は工事責任者であり、社会保険事務は事業主が権限を持っていたとの供述が得られていることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理及び資格喪失に係る処理に関与する立場になかったことが推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から41万円とすることが必要と認められる。

また、申立人の被保険者資格の喪失日に係る有効な記録処理があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日に係る記録を平成8年12月1日とすることが必要と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記による訂正後の平成8年10月の社会保険事務所の記録から41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格取得日は、昭和40年8月1日、資格喪失日は、45年9月1日であると認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年8月から44年10月までの期間は6万円、同年11月から45年8月までの期間は10万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月1日から45年9月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について欠落していることが判明した。A株式会社には、昭和33年3月1日に入社し、55年7月1日に退職するまで継続勤務していた。途中の欠落に納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する申立期間については、社会保険事務所が保管しているA株式会社の厚生年金保険被保険者原票により、生年月日が同じで同姓同名の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人は、申立期間において同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる上、事業主提出の辞令簿により、申立期間に係る申立人の人事記録が確認できる。

また、健康保険組合の被保険者記録により、昭和40年8月1日資格取得から55年7月1日までの被保険者記録が確認できる上、厚生年金基金の加入員番号払出簿により、厚生年金基金設立時(42年2月1日)から

55年7月1日の資格喪失日までの厚生年金基金加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該事業所における厚生年金保険被保険者としての資格取得日を昭和40年8月1日に、喪失日を45年9月1日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者原票の記録により、昭和40年8月から44年10月までの期間は6万円、同年11月から45年8月までの期間は10万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社A（合併後、株式会社B）C支店における資格取得日に係る記録を昭和49年7月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和25年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和49年7月24日から同年8月1日まで

昭和44年4月1日から平成13年10月31日まで継続して株式会社Aに勤務していた。証明するものとして、株式会社B発行の店歴・役職歴明細があるので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述、事業主が提出した申立人の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（昭和49年7月24日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年8月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料が無く、株式会社Aが被保険者資格の取得、喪失及び保険料納付を行ったかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事

情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成8年4月から同年9月までの期間については44万円に、同年10月から9年7月までの期間については41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年8月21日まで

A株式会社における申立期間の標準報酬月額が実際の給料より低い30万円に訂正された。調査の上、訂正前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年4月から同年9月までは44万円、同年10月から9年7月までは41万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年8月21日以降の同年9月25日において、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は8年4月から9年7月まで30万円に訂正されていることが確認できる。

また、A株式会社の代表取締役は、「平成9年7月の客先の倒産により翌月閉鎖を余議なくされ、約1か月分の社会保険料の滞納が発生し申立人を含む会社の代表（3人）が社会保険事務所へ相談に行き、その報告を受けて訂正処理に同意した。」と供述している。

一方、申立人は、A株式会社の商業登記簿謄本から平成7年3月31日から9年3月31日まで取締役であったことが確認できるものの、当該^{そきゆう}遡及訂正時は既に取締役を退任しており、さらに、事業主及び複数の同

僚は、申立人は営業担当の役員であると供述しているほか、複数の同僚は、当該訂正処理は事業主が行ったと思うと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成8年4月から同年9月までは44万円に、同年10月から9年7月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成8年6月1日に、資格喪失日に係る記録を9年4月1日に訂正し、両申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月1日から同年7月1日まで
② 平成9年3月31日から同年4月1日まで

平成8年6月1日から9年3月31日まで株式会社Aに勤務したが、申立期間①及び②の厚生年金保険加入記録が無い。給料支払明細書によれば当該期間の厚生年金保険料が控除されているので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの在籍証明書及び給料支払明細書により、申立人は同社に継続して勤務し、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aの給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、両申立期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間①については、厚生年金保険の記録における資格取得日と雇用保険の記録における資格取得日がいずれも平成8年7月1日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って

同日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、事業主が資格喪失日を平成9年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から9年10月14日まで
申立期間の株式会社Aでの標準報酬月額を59万円から9万2,000円に減額されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時勤めていた株式会社Aは、平成9年10月14日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、同日に、申立人の標準報酬月額は同年2月及び同年6月の随時改定を取り消した上で、8年11月から9年9月までの標準報酬月額(59万円と当初記録されていたもの)が9万2,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人は、株式会社Aの取締役であることが商業登記簿で確認できるものの、申立人は同社では営業職であり、社会保険事務に関与していないとしているところ、事業主も社会保険事務は事業主が担当し、申立人は関与していないとしており、同僚も同様の供述をしている。

さらに、申立人提出の株式会社Aの給料台帳では、平成8年11月から9年8月までの期間について、申立人は標準報酬月額59万円に相当する厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から59万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 39 年 4 月 1 日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A株式会社B工場での厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 40 年 4 月 1 日となっているが、39 年 4 月 1 日に同社に入社し、6 か月間の工場実習後、同年 10 月 1 日から同工場C係に配属された。この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の労働者名簿及び辞令原簿並びに同僚の供述により、申立人が申立期間、A株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る被保険者原票に記載の、同期入社で工場要員の 8 人（申立人含む）の被保険者資格取得日をみると、4 人は昭和 39 年 4 月 1 日となっているが、申立人を含む 4 人は 40 年 4 月 1 日となっている上、これら 4 人の被保険者原票の被保険者資格取得日欄の下には、手書きで「39 年 4 月 1 日」と記載されている。

さらに、上記 8 人の同原票に記載されている健康保険の整理番号をみると、被保険者資格取得日が昭和 39 年 4 月 1 日となっている被保険者の番号が 40 年 4 月 1 日取得者より新しい番号となっている被保険者が認められ、社会保険事務所において、申立人の被保険者資格取得日に係る記録の処理を誤った可能性が考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所

に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社における申立人に係る辞令原簿の基本給月額の記録及び事業主の報酬月額に関する説明から、1万8,000円とすることが妥当である。

埼玉国民年金 事案 2499 (事案 292 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年4月まで

息子が結婚した昭和45年に、新聞で特例納付の記事を読み、息子のボーナスから夫婦二人分の保険料を10年間分一括で納付した。

また、息子が結婚後も生活費を仕送りしてくれていた。妻は申立期間については、納付済みになっている。一緒に納付している私の納付記録が、未納となっているはずがない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の息子が、申立人の国民年金納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の息子は実家を出ていて、申立人の国民年金保険料納付に関与しておらず、申立人の妻も他界しているため、保険料の納付状況等が不明であること、申立人夫婦及び同居親族が、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料(領収書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、その妻は納付済みとなっているため、申立人本人の分も納付済みと主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から43年9月まで

昭和36年4月ごろ、自宅に訪ねてきたA市役所の男性職員に国民年金への加入を勧められたので、母が私と弟二人の3人分の加入手続をしてくれた。給与を母に預けそこから母が3人分の保険料を納めたり、私が保険料を納めたりしていた。毎月1回職員が集金に来て、一人100円ずつ保険料を納め、職員が持ってきたノートに私と弟二人がそれぞれはんこを押したのを覚えている。申立期間について、弟二人は納付済みなのに私が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人及びその母が納付していたとしているが、母は既に亡くなっているため当時の状況について証言を得ることができず、申立人の弟からも申立人の保険料納付に係る直接的、かつ、肯定的な証言を得ることはできなかった。

また、申立期間は90か月と長期にわたっているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

なお、社会保険庁の記録では、申立人は昭和51年6月19日に国民年金へ任意加入し、新たな国民年金手帳記号番号が払い出されているが、この時点では、申立期間は既に時効のため、この記号番号により保険料を納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2505 (事案 1184 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月から46年3月まで
申立期間に係る国民年金保険料は、妻が定期的に納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及び申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料納付場所について明確な記憶が無く、加えて、申立人は、当該期間の全期間において民間企業に勤務し、厚生年金保険に加入しているなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月1日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料や情報は無いとしており、口頭意見陳述においても、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな供述は得られなかった。

なお、申立人は、自身の保険料納付記録が、社会保険事務所の一方的な都合により書き換えられたと主張しているが、A社会保険事務局及びB社会保険事務所では、記録の書き換えはしていないとしている。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 42 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 42 年 7 月まで

申立期間の国民年金保険料については、当時の経済的な事情により夫婦共に納付することができなかった。後に、A 市役所（現在は、B 市役所）から過去の未納分をさかのぼって納付することができる旨の通知が届き、申立期間の保険料を 3 回に分割して、夫婦一緒に A 市役所で納付した。すべて納付し終わると、同市役所の国民年金窓口で年金手帳に領収証書をはってくれたが、定年で仕事を退職した後、年金の受給手続きをするために社会保険事務所へ行った際、その領収証書ははがされてしまった。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を 3 回に分割して、夫婦一緒にさかのぼって納付したとしているが、その夫は、申立期間当初の昭和 38 年 3 月 25 日に厚生年金保険に加入しており、申立期間は 38 年 8 月を除き厚生年金保険加入期間中である上、申立人は、その夫が厚生年金保険に加入した同日に、国民年金の被保険者資格を喪失しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間と認められ、申立人及びその夫の申立期間の保険料が納付できたとは考え難い。

また、申立人の納付時期、納付金額の記憶があいまいであり、社会保険庁の被保険者台帳によれば、申立期間直後の昭和 42 年 8 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を 49 年 12 月にさかのぼって納付したと考えられる記載があることから、当該納付と申立期間の保険料納付を混同している可能性がある。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、そのほかに申立人が保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から55年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年2月から55年6月まで
昭和54年2月から57年7月まで、海外に在住していたが、54年2月から55年6月までの国民年金保険料は私の父親が納付していた。海外に居住していた期間の保険料が、社会保険庁の記録では還付済みとなっているが、私は還付金を受け取った記憶が無い。還付されたことになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料に係る還付金を受け取っていないと主張しているが、申立期間は、海外在住者は国民年金の適用除外者とされていたことから、制度上、申立期間の国民年金保険料は還付対象である。

また、申立人の特殊台帳には、還付対象期間、還付金額及び還付決定日が明確に記載され、かつ、納付金額と還付金額が一致している上、申立人のA市国民年金被保険者名簿でも申立期間は還付済みとなっていることが確認できることから、特殊台帳の記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年2月から50年3月まで

私がA家に嫁いで来てから、義父が私の国民年金の加入手続きを行ってくれ国民年金保険料も家族の分と一緒に納めてくれていたと記憶している。当時村には、納税組合があり、ノートに記帳し回り番でB農業協同組合（現在は、C農業協同組合）に保険料を納めていた。一緒に納めていた夫の分は、納付済みとなっているのに私の分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月8日に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できず、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとする申立人の義父は、既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続き、保険料納付に関与していないため、加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は146か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 5 月まで

私が 20 歳になった昭和 48 年*月ごろ、母と二人で A 市役所の出張所に国民年金の加入手続に行った。国民年金保険料は、父がお金を出してくれ、母がまとめて納付してくれたと思う。それが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年*月ごろ国民年金の加入手続を行い、保険料の納付はその母が行ってくれていたと申し立てているが、納付してくれたとする申立人の母も詳しい状況を覚えておらず、申立人の国民年金手帳記号番号は、55 年 6 月 2 日に B 社会保険事務所から払い出されており、加入資格の取得も 55 年 6 月 2 日であることから、申立期間は国民年金未加入期間であることが確認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から51年3月まで

昭和43年ごろ、国民年金に加入した。申立期間中の国民年金保険料は、自宅に届いた納付書と現金を持参して、当時住んでいたA区や職場に近いB区内の郵便局で納付していた。申立期間の保険料については、1年分の保険料を一括納付した記憶があり、その保険料額は6,000円から7,300円くらいだった。申立期間の保険料を全く納付していなかったとは考えられず、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、全く保険料を納付していなかったとは考えられず、少なくとも1年分の保険料を一括納付した記憶があり、その保険料額は6,000円から7,300円くらいだったとしているが、申立人は、一括納付した時期について具体的に記憶していないなど、申立人から聴取しても申立期間の保険料の納付をうかがわせる具体的な申述が得られない上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したとする周辺事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月まで
私が 20 歳になったとき、両親が国民年金の加入手続をしてくれたはずである。当時、この地区では老人会が国民年金保険料の集金事務を行っており、父が支払ってくれたはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったときにその両親が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 4 月ごろに払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられないことから、61 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立期間のころ、この地域では老人会が国民年金保険料の集金事務を行っており、申立人の国民年金保険料も老人会へ支払っていたとしているが、通常、老人会で過年度の国民年金保険料を集金することは考えられないことから、加入手続をしたとされる昭和 61 年 4 月前の保険料は集金の対象とならなかったとするのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月から同年 12 月まで

平成 3 年 5 月から同年 12 月まで株式会社Aで、女子寮に入って接客係として勤務した。勤務実態の事実及び当時の勤務先が確認できる私宛の手紙を提出するので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人宛てに送付された書簡から、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当時の経営者であるB氏及びC氏について、その子供であるD氏から、二人とも病気を患っているため照会を控えてほしいと要望があり、照会することはできなかった。

また、株式会社Aは民事再生決定を経て、株式会社Eと株式会社Fに会社分割をし、新しい経営体で「G」として営業しており、D氏は、株式会社Aは清算手続をしており、当時の記録は残っていないとしている。

さらに、申立人が記憶しているとしている4人の同僚についても名字しか記憶していないため、社会保険事務所の記録から名字の一致する被保険者4人に照会をしたが、いずれからも回答を得ることができなかった。

加えて、申立人の申立期間に社会保険事務所の記録がある25人に照会したところ、11人から回答があった（残る14人については、督促しても回答はなかった。）が、いずれも申立人の勤務記憶は無いとしている。

また、前述の11人に自身が記憶する入社日を聴取したところ、回答のあった10人の半数は、厚生年金保険の資格取得日より前に入社していることが認められた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 1 日から 5 年 12 月 12 日まで
当時、株式会社Aの経営内容は特に問題は無く、私の給料は 100 万円以上であり、控除後の手取額が 70 万円以上であったと記憶している。しかし、平成 20 年 11 月に社会保険事務所から、当時の標準報酬月額が 8 万円になっていると言われ困惑している。
当時の記録に早急に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、株式会社Aの代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、社会保険事務所の記録から、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 5 年 12 月 12 日）の後の 6 年 1 月 6 日付けで、3 年 12 月から 5 年 11 月までの 24 か月間について、申立人の標準報酬月額が当初 53 万円であったところ、さかのぼって 8 万円に減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「平成 5 年 6 月から会社が倒産状態に陥り、社会保険料を払える余裕は無く、後日、社会保険庁から督促が届いていた。」と供述し、厚生年金保険料の滞納があったことを認めている。

さらに、申立人は、「平成 5 年 12 月に社会保険事務所から連絡があり、滞納総額の一部と思われる保険料を従業員に入金させた。同社が厚生年金保険の適用事業所としての資格を喪失させる手続には全く関与していなかった。」と主張しているが、この同年 12 月は同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった月であり、申立人の立場上、また、時系列的にも全く関与し

ていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が後処理を任せたとしているB弁護士の事務所は、「個人破産の申立代理人」であったとし、C法律事務所も「個人破産の管財人」であったとして、いずれも株式会社Aの厚生年金保険の手続、滞納の処理等には関与を否定している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であったことから、会社の業務としてなされた当該行為については、責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の特減処理に関与しながら、当該特減処理が有効ではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から 15 年 8 月 31 日まで

ねんきん特別便が届いたので厚生年金保険加入記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた平成 10 年 7 月 1 日から 15 年 8 月 31 日までの標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与金額より低い金額とされていた。調べて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人は、平成 9 年 6 月から 19 年 11 月まで株式会社Aで厚生年金保険に加入しており、社会保険事務所の記録では、申立期間に係る標準報酬月額は、22 万円とされているが、申立人から提出のあった平成 10 年 7 月から同年 10 月までの期間と、15 年 6 月から同年 8 月までの期間の給与支払明細書の支払額合計から算出される標準報酬月額は、10 年 7 月が 36 万円、同年 8 月が 41 万円、同年 9 月及び同年 10 月が 38 万円、15 年 6 月から同年 8 月までの期間は 41 万円であるが、給与支払明細書に記載されている厚生年金保険の控除額は、標準報酬月額 22 万円で計算した控除額であり、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額 22 万円と一致する。

これについては、株式会社Aが、給与の支払額合計から算出される標準報酬月額で厚生年金保険料を算出せず、標準報酬月額を22万円として厚生年金保険料を算出し、申立人の給与からその額を控除していたものと考えられる。

しかし、申立人は、株式会社Aに対する照会に同意しなかったため、同社に詳細を確認することができなかった。

また、申立人が照会に同意した3人の同僚は、株式会社Aが標準報酬月額を引き下げていたのではないかと供述しているが、これ以外に申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

なお、申立人は、株式会社Aの同僚（申立人が指定した3人を除く。）に対する照会にも同意しなかったため、同僚に詳細を確認することができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年から 22 年ごろまで
② 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月ごろまで

申立期間①について、私は、A町にあったB株式会社に勤めていたが、厚生年金保険に加入していたかもしれないので、調べてほしい。

申立期間②について、私は、C市D地にあったE社の敷地内で輸送業務を請け負っていたF社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、この期間の厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所のB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和23年6月1日で、同名簿には申立人の氏名は無い上、申立期間当時の同僚は、「BはG地に本社があり、A町ではH店の2階を借用して縫製等を行っていた臨時工場であり、申立期間当時、申立人は勤務していたが、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないため、私も保険料は控除されておらず、申立期間から数年後に、社長が私を厚生年金保険に加入してくれた。」と供述しており、当該同僚の厚生年金保険の記録を調査したところ、被保険者資格取得日は23年6月1日となっている。

2 申立期間②について、申立人は、「I駅前にあるE社内のF社株式会社に勤務し、申立期間当時、同社はE社の工場内で輸送業務を請け負っていた。」と供述しているが、申立人の元上司は「申立人は、日給あるいは週払いで日雇いのため、厚生年金保険には加入していない。」と供述している上、同

僚 14 人に照会したところ、7 人から回答があり、このうち、本社で給与事務を担当していた者は、「申立人の雇用形態は日雇いで、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。また、J 営業所は正社員が 3 人（所長、女子事務員二人）であったが、申立人はこの中には含まれない。」とし、他の同僚二人は「申立人はアルバイトだった。」と供述している。

また、F 社株式会社の厚生年金保険被保険者名簿の申立期間前後の昭和 23 年 11 月 25 日から 43 年 3 月 6 日までの期間について調査した結果、健康保険証番号は連番で払い出されており欠番も無く、申立人の記録は見当たらない。

さらに、申立人が、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、また、事業主から申立てどおりの資格の取得及び喪失がなされた証拠及び申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月1日から28年3月31日まで
② 昭和32年2月21日から36年3月31日まで

社会保険庁の記録では、申立期間①に勤務した株式会社A（現在は、B株式会社）と申立期間②に勤務した有限会社Cにおける厚生年金保険が未加入となっているので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚3人の供述により、申立人が申立期間①の一部期間に株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、当該事業所は昭和28年5月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により上記新規適用時に被保険者であったことが確認できる上、所在の確認ができた同僚8人に照会し5人から回答を得たものの、申立人の入退社日を記憶している者がいないことから、申立人の申立期間①当時の勤務状況等について供述を得ることができなかった。

さらに、B株式会社に照会したところ、当時の資料が残っていないため、在籍についても確認できず、被保険者資格の取得及び喪失、保険料の控除等については不明との回答があった。

加えて、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間②については、同僚一人の供述により、申立人が申立期間②の一部期間に有限会社Cに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間②当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間②において被保険者であったことが確認できる上、所在の確認ができた同僚二人に照会し一人から回答を得たものの、勤務期間及び保険料控除については不明としていることから、申立人の申立期間②当時の勤務状況等について確認することができなかった。

さらに、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から28年4月26日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が抜けていることが判明した。当該期間については、A有限会社に勤務しており、途中で会社を辞めていないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA有限会社に勤務していたと申し立てているが、事業主は「事務所の移転もあり、申立てどおりの厚生年金保険の資格取得、資格喪失の届出、保険料の納付等については不明である」と回答するとともに、「社会保険料が高く、社会保険の加入についても本人の希望によっていた。」としている上、同僚も、この間の勤務実態は文書回答で不明としており、申立ての事実を確認することができない。

また、申立期間に係る給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

さらに、社会保険事務所に保管している事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は、申立期間には見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無い。

加えて、申立人は役員であり、商業登記簿謄本から申立期間を含む昭和27年7月30日から35年8月15日までの間に取締役就任していることが確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月から34年1月23日まで
社会保険庁の記録によると、A株式会社（現在は、株式会社B）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する永年勤続表彰状及び雇用保険の被保険者記録（資格取得日は昭和32年4月20日）により、申立人は、32年にA株式会社に入社後、平成7年3月31日に退職するまで同社において継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、複数の同僚は、自身が記憶する入社日と社会保険庁における厚生年金保険の資格取得日とは一致しておらず、また、「新入社員は給与が低額であるために手取り分を増やすため、事業主と合意の上で厚生年金保険に加入しなかった」と供述している者もいる。

さらに、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かについては、覚えていないとしている。

加えて、申立期間当時の代表取締役の後を継いだ現在の代表取締役は、「申立人が勤務していたことは間違いないが、勤務期間については当時の資料が無いため確認することができない。」としている。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、株式会社Aにおける平成 12 年 5 月から同年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は、20 万円となっているが、誤りであると思うので当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人が代表取締役を務めていた株式会社Aは、平成 12 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同日以降の同年 12 月 18 日付けで同年 5 月から同年 8 月までの申立人に係る標準報酬月額が 59 万円から 20 万円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立人の標準報酬月額の減額訂正処理について「全く知らなかった。社会保険料の滞納もなかった。同社の代表者印を管理していたもののどのような書類に押印したのか覚えが無い。経理担当者の名前に覚えが無い。」等供述しているが、同社元経理担当者は、「すべて申立人の指示により経理は行っていったが、当該^{そきゅう}遡及訂正処理は知らなかった。同社は経営不振で資金繰りに苦労していた。」と供述している上、申立人及び同社元経理担当者の供述から、当該^{そきゅう}遡及訂正処理が行われた平成 12 年 12 月ごろ同社に常勤する役員は申立人以外にはいなかったことが確認できる。

また、申立人は、同社が倒産した平成 12 年ころ弁護士と相談し、申立人個人は自己破産手続を行ったが、同社については特段の法的手続を行わないまま放置したと供述していることから、同社の実印を管理していた代表取締役である申立人が、当該^{そきゅう}遡及訂正処理についての権限及び関与が無かったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の特減処理に關与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案2020（事案781の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から同年7月21日まで
② 昭和37年8月4日から41年9月28日まで
③ 昭和41年10月19日から43年5月16日まで

私は、A株式会社を退職した日に、会社から脱退手当金の支給を受けたが、母に脱退しないほうが良いと言われ、その後、B社会保険事務所（現在は、C社会保険事務所）に出向き、脱退手当金の返還をしたので、被保険者記録が訂正されていると思っていた。しかし、60歳になった時に、71か月分の被保険者記録が無いことに気付いたため抗議したが、社会保険事務所では受けあってももらえなかった。引っ越し等により証明する資料等はないが、脱退手当金を返還したことは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

当初の私の申立てに対して第三者委員会から記録を訂正することはできない旨の通知を受けたが、その後、「脱」の印が押された個所に×印をした厚生年金保険被保険者証が見つかった上、当時の会社の上司が、私が脱退手当金を返納したことを覚えていると証言してくれたので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、一旦受給した脱退手当金を返納することは制度上不可能であること、社会保険庁が支給決定する前に、申立人が申立期間以前に勤務した2社の厚生年金保険被保険者期間を含め、申立期間の事業所が脱退手当金の支給額を決定し、申立人へ支給することは考え難いこと、及び申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、事務手続上に不自然さはないことがないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

このたびの再申立てに際し、申立人は脱退手当金を返納したことを示す資料として新たに「脱」の印の上に手書きで×をした厚生年金保険被保険者証を提出し、当該×印は、脱退手当金を返納するため社会保険事務所へ赴いた際に、社会保険事務所の職員が何もしてくれなかったのもので、自分で付したものだと思われると主張しているが、C社会保険事務所によれば、そのような訂正の仕方は考えられず、訂正の必要があれば社会保険事務所の保管する記録を優先して訂正するはずであるとしていることを踏まえると、申立期間の事業所の申立人の上司の証言をもってしても、このことは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月1日から31年11月27日まで
② 昭和39年5月21日から40年12月21日まで

申立期間①については、ずっとAで働いており日本国に採用されていたと聞いている。

申立期間②については、昭和35年4月から41年2月に退職するまでずっと株式会社Bで働いていた。いずれの期間も厚生年金保険料を控除されていたので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は昭和30年8月から厚生年金保険料を控除されていたと主張するが、C市に存在していたD所は昭和31年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、同日以前は当該事業所は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人の同僚（昭和31年8月資格取得、35年9月資格喪失）から、申立人は自分より後に入社してきて、早く退職した記憶があるとの供述が得られたが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除された事をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致している上、同名簿によると昭和31年7月1日から同年11月26日までの間に被保険者資格を新規に取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険証記号番号の重複もない。

2 申立期間②について、株式会社B（以下「事業所」という。）提出の辞

令簿から、申立人は申立期間より前である昭和 36 年 1 月 8 日から 40 年 12 月 21 日までの間、C 店に出向を命ぜられていることが確認できる上、D 保管の E 簿から「B (株式会社) 代理店 F 店 G」と記載された頁が確認され、当該所在地は申立人が記憶する所在地と一致していることから、申立人が申立期間②に当該事業所に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、事業所が保管する被保険者台帳から、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致していることが確認できる上、当該事業所人事部からは、申立期間②当時は事業所が H 店の展開を推奨していたことから、出向の場合は出向先で社会保険関係を成立させた上、社会保険に係る取得及び喪失の手続をしていたはずであるとの回答が得られた。

また、申立期間②に当該事業所において、事業主や厚生年金保険被保険者記録のある任意に抽出した同僚一人及び申立人が F 店に出向する前に申立人と当該事業所の I 営業所で一緒に働いていたとする同僚二人から聴取しても、申立期間②の申立人に係る F 店での勤務実態や厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁のオンラインにより、B 株式会社代理店 F 店、F 店、J 店で検索するも、いずれの事業所名においても適用事業所として確認することができず、また、登記簿謄本の確認もできなかった。

このほか、申立期間②における雇用保険の資格取得及び喪失の確認もできない。

- 3 すべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。
- 4 これらの理由及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から 9 年 11 月 27 日まで

私は、株式会社Aの代表取締役として、申立期間当時、約 50 万円の給料であったが、申立期間の標準報酬月額が平成 9 年 11 月 27 日付けでさかのぼって 50 万円から 30 万円に引き下げられていることには納得できない。

申立期間の標準報酬月額を訂正前の金額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額については、当初、平成 8 年 3 月から 9 年 10 月まで 50 万円と記録されているところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の同年 11 月 27 日付けで、8 年 3 月から 9 年 10 月までの間がさかのぼって 30 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、当該事業所に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人が当該事業所の代表取締役になっていることが確認できる。

また、申立人は申立期間当時の保険料の滞納があったことを認めているほか、元従業員は、当時は資金繰りが大変で社会保険事務所の職員が出入りしていた旨、供述しており、社会保険事務所から保険料納付を要請されていたものと推認できる。

さらに、申立人は「社会保険事務担当のアルバイトから社会保険事務所の職員に相談し、保険料を安くしてもらい納付したとの報告を受けている。」と供述していることから、申立期間に係る平成 9 年 11 月 27 日付けの処理に関して、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で行ったものとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の特減処理に關与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から 10 年 9 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社において被保険者であった平成 8 年 9 月 1 日から 10 年 9 月 30 日までの期間に係る標準報酬月額が、実際の給料より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A株式会社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 10 年 9 月 30 日）の後の 10 年 10 月 9 日付けで、8 年 9 月から 10 年 8 月までの 24 か月間の標準報酬月額について、さかのぼって 59 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

しかし、申立人は、「当時、会社の社会保険事務を委託していた顧問社会保険労務士に、厚生年金保険料の滞納分を社会保険事務所と調整してほしい旨の依頼をした。」と供述しており、さらに、申立人は、申立期間当時に相当額の保険料を滞納していたことを認めていることから、申立人は同社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、有限会社Aにおける申立期間の標準報酬月額が 20 万円に引き下げられているが誤りである。申立期間の私の標準報酬月額は 59 万円であるので、実際の金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成 9 年 2 月から同年 9 月までは 20 万円と記録されているところ、申立事業所である有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 9 年 10 月 23 日）以降の同年 10 月 30 日付けで、申立期間について、さかのぼって 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立事業所に係る登記簿謄本から、訂正処理が行われた時点においては、申立人が申立事業所の代表取締役、その妻が取締役になっていることが確認できる。

また、申立人は、B社会保険事務所が平成 20 年 11 月 20 日に聞き取り調査を行った質問応答書において、相談時期は不明としているものの、社会保険事務所の職員に社会保険料の支払が困難なため、社会保険の脱退について相談したと供述していることから、申立期間に係る社会保険料の滞納があったことを承知していたと考えられ、申立人は、厚生年金保険について標準報酬月額の記録訂正に関与及び同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、

申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月ごろから 59 年 10 月ごろまで
当時、A院で勤務していたB医師が個人で開業し、開設したC院（現在は、D。）に看護婦として勤務したが、社会保険庁の記録には、同医院での厚生年金保険の記録が無いので、調査して当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C院の事業主から、申立人が勤務した期間は申立期間どおりとは証明できないが、申立人が同病院で働いていたとの供述がある上、同僚の一人から申立人が同病院の開設時から勤務していたとの供述があることから、期間の特定はできないものの、申立人が同病院に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、Dからは、「昭和 49 年 6 月にC院として開設し、開設当初、医師は医師国民健康保険組合に加入しており、55 年 7 月にE院となって社会保険に加入した。」との回答があり、社会保険庁の記録でも、同病院が初めて社会保険の適用事業所になったのは、E院として 55 年 7 月 2 日であることが確認できるところ、申立人は、「C院には開設時から勤務したが、同医院がE院となった時には、勤務していなかった。」と供述している。

また、申立人が、C院における当時の同僚として名前を挙げた 8 人全員は、同院における厚生年金保険被保険者としての記録が見当たらず、かつ、同院が社会保険の適用事業所となった昭和 55 年 7 月 2 日に同院において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚看護婦 4 人について、事業所が社会保険に加入する前の時期の自身の社会保険料控除について照会したところ、医師国民健康保険組合に加入しているので控除されていないとする者が一人、家族の扶養となっているので控除されていないとする者が一人、覚えていな

い者が二人であった。

さらに、申立人の夫が加入していたF共済組合からは、申立人は、昭和48年4月前から平成8年4月1日までの申立期間を含んだ期間を継続して、当該共済組合員である夫の被扶養者であったとの回答があり、同共済組合の申立期間当時の被扶養者の要件は、健康保険及び厚生年金保険被保険者ではないこととされている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から11年1月25日まで

平成9年8月31日に有限会社Aが適用事業所に該当しなくなった後、引き続き業務を継続して勤務していたが、同年9月ごろから11年1月の倒産まで給与は支払総額の3分の2くらいであった。

倒産後、失業保険の給付に関し、事業主は雇用保険料を未納としていたが、職安に提出した給与明細書から雇用保険料が控除されていたことで権利が認められた。また、未払い賃金では労働基準監督署へ申し出た結果、同じく認定され一部給与が支払われた。

厚生年金保険についても、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚からの供述、並びに労働基準監督署長の確認通知書により確認できる申立人の当該事業所の雇入年月日及び基準退職日の記録から、申立人は申立期間に当該事業所で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の供述による労働基準監督署や公共職業安定所に提出した給与明細書等は行政機関の保存期限が過ぎて入手することができなかった。

また、当該事業所は、平成9年8月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時点で、13人は退職し、8人は継続勤務したが、退職を選んだ元総務担当者は「これ以降、会社に残る者に対しては、厚生年金保険は加入しないので各々国民年金、国民健康保険に加入するようにと代表取締役が説明していた。」と供述している。

一方、継続勤務した8人のうち調査可能な同僚5人と申立人を合わせた6人について、適用事業所ではなくなった後の健康保険と国民年金の加入記録

について調査した結果、健康保険については、同僚の一人が任意継続被保険者となった記憶があることから任意継続被保険者としての記録を調査したところ、平成9年8月31日付けで申立人を含め全員が政府管掌健康保険の任意継続被保険者の資格を取得していることが確認できる。さらに、国民年金の記録では、3人は9年8月から、一人は10年4月から国民年金保険料を納付し、申立人と同僚一人が未納状態になっていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 5 月から 7 年 12 月まで
② 平成 11 年 5 月から同年 9 月まで
③ 平成 13 年 4 月
④ 平成 13 年 8 月

私は、A株式会社に乗務員として平成 5 年 4 月 19 日から 18 年 11 月 14 日まで勤務していた。添付した給与明細書 (39 月分) において控除されている厚生年金保険料額が標準報酬月額に対応していない。申立期間について保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険法 (第 138 条) では、基金は基金が支給する年金給付及び一時金たる給付に関する事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収するとある。

一方、申立人は、A株式会社に勤務していた申立期間①から④までに係るすべての期間について、給与から控除されていた厚生年金保険料額が標準報酬月額に対応する金額と相違していると申し立てているところ、同事業所は基金に加入していることから、給与明細書に記載している厚生年金保険料控除額は厚生年金保険料率に基金の掛金率が加算された上算出されている。

また、A株式会社が加入するB年金基金の掛金率 (普通掛金分と加算掛金分を合算したもの) を加算し申立人負担分の厚生年金保険料額を算出すると、当該金額はすべての申立期間について、申立人が提出した給与明細書 (39 月分) の厚生年金保険欄の保険料控除額と一致する。

さらに、A株式会社の事業主は、社会保険事務所に社会保険庁の記録どお

りの報酬月額が届出を行い、保険料を控除及び納付したと供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 2040 (事案 392 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 21 日から 49 年 2 月 1 日まで

昭和 44 年から平成 9 年まで、A 有限会社に継続して勤務した。途中で社名は、B 株式会社、C 株式会社が変わったが、途中で退職したことはなく、申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

今回新たに証言してくれる同僚も見つけたので、再度調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 有限会社（現在は、C 株式会社）に勤務していたことは、同社の社員であった者の供述等からうかがえるものの、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる資料は無く、社会保険事務所が保管する A 有限会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、現在の厚生年金保険被保険者記録と同じ資格取得日と資格喪失日が記載されているなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

当委員会から C 株式会社にも再度照会したものの、同社では賃金台帳など保険料控除を確認できる関連資料等は見当たらないとしている上、同社の社員であった者に新たに照会したが、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について関連資料及び供述を得ることはできなかった。

なお、申立人は、平成 19 年に、申立期間を含む昭和 44 年から 58 年まで政府管掌健康保険に加入していたと D 社会保険事務所の職員から言われたとしているが、同事務所では当時の相談記録は無く、申立人が当該期間について政府管掌健康保険に加入していたことを示す資料も無いとしている。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月ごろから同年 12 月ごろまで

A株式会社（現在は、B株式会社）C支店に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。一部上場企業が厚生年金保険の加入手続をしていなかったなどということは納得できるものではない。申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人のA株式会社C支店における業務内容等に関する具体的な説明により、期間の特定はできないものの、申立人が同支店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B株式会社では、申立期間当時の厚生年金保険適用関係資料は保存していないとしており、同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができず、申立人の厚生年金保険料控除について確認できなかった。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る事業所別被保険者名簿の申立期間に申立人の記録は確認できず、申立人が一緒に勤務したとする同僚についても、同名簿及び社会保険庁のオンライン記録において記録が確認できない。

さらに、D健康保険組合では、昭和 42 年以降の加入記録を保存しているが、申立人の加入記録は確認できないとしている。

加えて、雇用保険被保険者総合照会によると、申立人は申立期間において雇用保険被保険者としての記録は確認できない。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A市にある「B」で運転手として働いていた申立期間は、毎月の給料から保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚が提出した社内旅行の写真についての申立人の説明等により、期間の特定はできないものの、申立人がB有限会社（現在は、株式会社C）に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Cでは、申立期間当時の厚生年金保険の適用に関する資料は無いとしている上、同僚からも申立人の厚生年金保険適用について供述を得ることができなかった。

なお、株式会社Cでは、申立期間当時は見習期間があり、すべての者を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったようだとしている上、社会保険庁の記録において申立人が名前を挙げた者と同姓の被保険者は見当たらない。

また、社会保険事務所が管理する株式会社Cに係る事業所別被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から 4 年 2 月 25 日まで

私は、平成 2 年 4 月から 4 年 8 月まで株式会社 A (現在は、B 株式会社) に勤務し保険料も控除されていたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬月額決定通知書によると、申立人の被保険者資格取得日は平成 4 年 2 月 25 日と記載されており、社会保険庁のオンライン記録と一致する。

なお、同社提出の申立人に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者記録では、申立人の雇用保険被保険者資格取得日は社会保険庁の記録と同日 (平成 4 年 2 月 25 日) となっている。

また、株式会社 A は、申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除に関する資料は保存していないため、申立人の勤務期間及び保険料控除について詳細は不明としており、同僚からも申立人の勤務期間等について供述を得ることができなかった。

さらに、株式会社 A では、入社と同時に社会保険に加入させているとしており、複数の同僚も入社と同時に社会保険に加入したと供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 17 日から 5 年 4 月 6 日までのうち 2 か月から 4 か月又は同年 4 月 24 日から同年 6 月 14 日まで

申立期間は、A店に勤務し、同店を運営する有限会社B（現在は、株式会社C）で厚生年金保険に加入していたが、当該期間の加入記録が欠けているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Cにおける申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない上、同社では、申立人の勤務実態を確認する人事記録等の資料は無いとしており、同僚からも申立人の勤務実態に関する供述を得ることはできなかった。

また、株式会社Cでは、社会保険に加入させていた正社員の記録に申立人の氏名は無く、申立期間の賃金台帳等の資料も保管していないとしており、申立期間の給与明細書等の資料も無いことから、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することはできない。

なお、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は申立期間と重なる平成 4 年 8 月から 5 年 5 月まで国民年金保険料を現年度納付しており、D市の国民健康保険加入記録によると、4 年 4 月 1 日から 5 年 6 月 15 日まで、D市において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 1 月 29 日から同年 2 月 1 日まで
株式会社Aに平成 19 年 1 月 29 日に入社したが、同年 1 月が年金額の計算の基礎となる被保険者となっていないので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与台帳（2007 年度）により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の給与台帳及び申立人提出の平成 19 年 2 月給与支給票には、申立期間の厚生年金保険料を控除した記録は無い。

なお、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る社会保険庁の記録は、当該事業所からの被保険者資格取得日の記録訂正に係る届出（平成 21 年 6 月 29 日付け）に基づき、既に、19 年 2 月 16 日から同年 1 月 29 日に資格取得日の記録が訂正されていることが確認できるものの、申立期間は、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間にならないとされている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月から同年 12 月まで
申立期間は、株式会社Aに勤務し宣伝カーで広告宣伝の仕事をしていた。厚生年金保険料を給料から天引きされていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の写真、申立人の業務内容についての具体的な説明及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所である株式会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Aでは、申立期間当時の社会保険適用関係の資料は保存していないとしており、同僚からも申立人の保険料控除について供述を得ることはできず、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

なお、複数の同僚が、厚生年金保険に加入しない数か月の試用期間があったと供述している。

また、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号に欠番も認められない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。